

民間規格等を技術基準に迅速かつ適切に 位置づけるための仕組みの在り方について

平成30年3月12日

経済産業省 産業保安グループ^o
電力安全課

1. 前回の審議内容

- 電気事業法の保安規制では、新技術や創意工夫を迅速に取り入れるため、平成9年度以降、**技術基準の性能規定化**を進め、**民間規格等を可能な限り活用**してきたところ。
- 第10回電力安全小委員会において、技術基準の更なる性能規定化と同時に、民間規格等が更に活用される**自律的な仕組みの構築を図る**こととされた。
- 第15回電力安全小委員会では、**要件を満たした民間規格評価機関**（以下、「評価機関」）**により承認された民間規格等**であれば、**技術基準に合致するものとみなす旨、解釈で明確化**する仕組みを提案した。

技術基準解釈

「別に定める要件を満たした評価機関が承認した民間規格等は、省令適合性を確認されたものとみなす。」旨を明記。

第1条……
第2条……

既に取り入れられている民間規格等の処置については、適切な形を委託事業等で検討。

評価機関の要件

※現在の要件を見直し。

評価機関が承認した民間規格等

関連省令・解釈	規格番号	規格名
解釈〇〇条	□□□	「●●●●」
解釈△△条	◇◇◇	「▼▼▼▼」
		⋮

民間規格等が技術基準に
関係付けられる
(解釈の改正不要)

評価機関での省令適合性の確認

民間規格等

2. 検討すべき課題

- 提案した仕組みとする場合、例えば以下のような課題が考えられることも提示。今年度の委託事業※において、提案した仕組みを実現するための課題の抽出と対応策について検討した。

※平成29年度電気施設等の保安規制の合理化検討に係る調査（電気設備に関する技術基準の性能規定化検討調査）

① 評価機関の評価プロセスの充実化

民間規格等の技術的内容に対する評価は、評価機関でのみ行われる。



技術的内容に対する評価の方法及び能力について、これまで以上に充実させる必要性がある。

- 省令適合性の検討においては、技術的内容に対する高い専門性に基づく評価が必要。
- 現在の「評価機関の要件」には明記されていない、技術評価における評価の観点を明確化。

② 評価機関への国の関与

国は、民間規格等の技術的内容に対する評価は行わない。



評価機関の評価プロセスに対する国の確認の重要性が増す。

- 評価プロセスの適切性を継続的に担保できる国の確認方法について、検討が必要。
- 評価機関が不適切な規格を解釈と関連付けた際のペナルティのあり方について検討が必要。

③ 国と評価機関の責任の明確化

省令適合性を確認するプロセスの提示（H16.7月）により、国と評価機関の役割については明確になっている。



実態は、技術的内容の評価を、国が改めて行わざるをえなくなっており、役割が曖昧になっている。

- 改めて国と評価機関の責任分担を明確化する。
- 新たな仕組みの理解促進を図る。

④ 民間規格の公開

技術基準と関係付けられる民間規格等は、解釈同様、一般に公開されるべき。



一方、規格の販売収入を運営経費としている規格作成団体も存在。

- 「規格の公開」と「金銭的な制約」との両立の問題。

3. 課題に対する対応の方向性（1）

- ① 評価機関の評価プロセスの充実化
 - 幅広い分野の専門家を適切に配置するとともに、技術面に特化した評価を行う場を設ける。
- ② 評価機関への国の関与
 - 国は、評価機関が民間規格等を技術基準に関係付けることについて、行政手続法に基づくパブリックコメントを実施する。
 - 国は、評価機関の評価プロセスの適切性（国が定める評価機関の要件に従い評価しているか）を立会い等によって確認し、不適切だった場合は、改善指導を行ったうえで、改善が認められない場合、評価機関であることを取り消す等の措置を行う。

検討課題	検討ポイント	検討結果（対応の方向性）
<p>① 評価機関の評価プロセスの充実化</p>	<p>評価の体制</p> <p>評価の観点の明確化</p> <p>評価プロセスの外部評価</p>	<p>技術面に特化した評価を行う場を設ける。</p> <p>民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家を適切に配置。</p> <p>・規定内容が明確かつ現実可能で、規格体系として成立しているか ・関連技術の動向及び最新知見を参照・考慮しているか 等</p> <p>評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1度以上外部評価を受け、その結果を踏まえ必要な改善策等を講じる。</p>
<p>② 評価機関への国の関与</p>	<p>評価プロセスへの国の関与</p> <p>行政手続法に基づくパブリックコメントの実施</p>	<p>国は、評価の場への立会いや文書による報告を求めること等により評価プロセスの適切性を確認。不適切な評価プロセスが確認された場合は、評価機関に対して改善指導を行い、改善が認められない場合、評価機関であることを取り消す等の措置を行う。</p> <p>技術基準と関係付けられた民間規格等は処分基準の一部を構成するものとなるため、国は行政手続法に基づくパブリックコメントを実施する。</p>

3. 課題に対する対応の方向性（2）

③国と評価機関の責任の明確化

- 民間規格等を技術基準に関係付ける**採否の最終的な責任は国。**
- 評価機関は、国に対して、**国が定める評価機関の要件に従い民間規格等を評価する責任**がある。また、その**評価の妥当性についての説明責任**も有する。
- 国は、積極的に新たな仕組みの**対外説明を行い、理解促進を図る。**

④民間規格の公開

- 技術基準に関係付けられた民間規格等をどのような形で公開するかは、基本的に**著作権者の判断。**

検討課題

検討ポイント

検討結果（対応の方向性）

③国と評価機関の
責任の明確化

責任分担の明確化

技術基準に関係付けられた民間規格等は、処分基準の一部を構成するものであり、その採否は最終的に国の責任となる。

評価機関は、要件に従い評価する責任が国に対してある。また、要件に照らした評価の妥当性についての説明責任は評価機関が担うべき。

民間規格作成機関は、作成した規格により達成される安全レベルの妥当性について、もともと説明責任を含めて社会的責任を有しており、この責任に変化はない。

国は、新しい制度の意義や具体的内容について、積極的に対外説明を行う。

④民間規格の公開

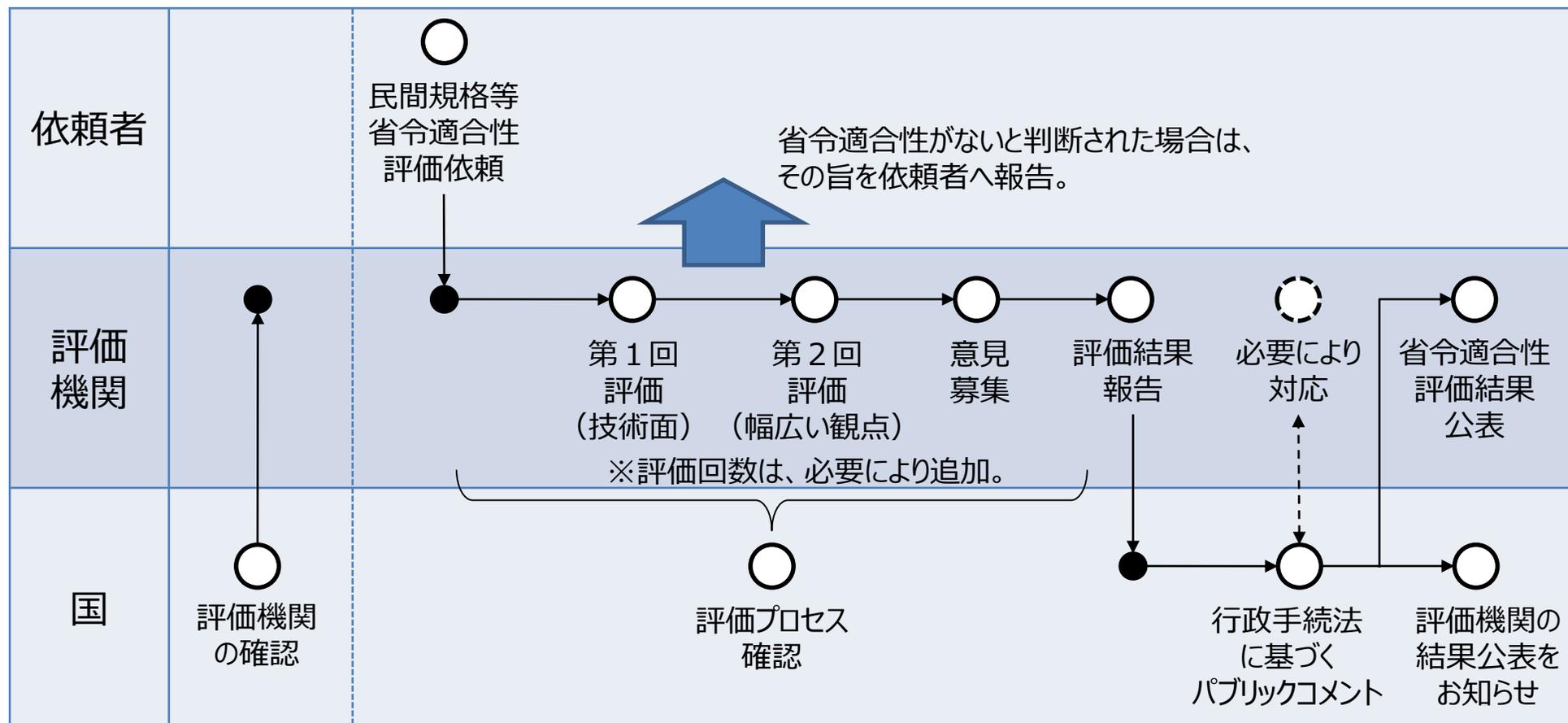
公開の考え方

民間規格等には著作権が存在し、技術基準に関連付けられたとしても当該規格をどのような形で公開するかは、基本的に著作権者の判断となる。

4. 民間規格等の省令適合性評価プロセス例

- 民間規格等の省令適合性評価を充実させるために、専門家による技術的観点からの評価と、消費者問題や法律等の幅広い観点からの評価を、別々に実施する。
- 評価機関は、評価結果を国に報告する。国は、その結果に基づき、民間規格等を技術基準に関係付けることについて、行政手続法に基づくパブリックコメントを実施する。

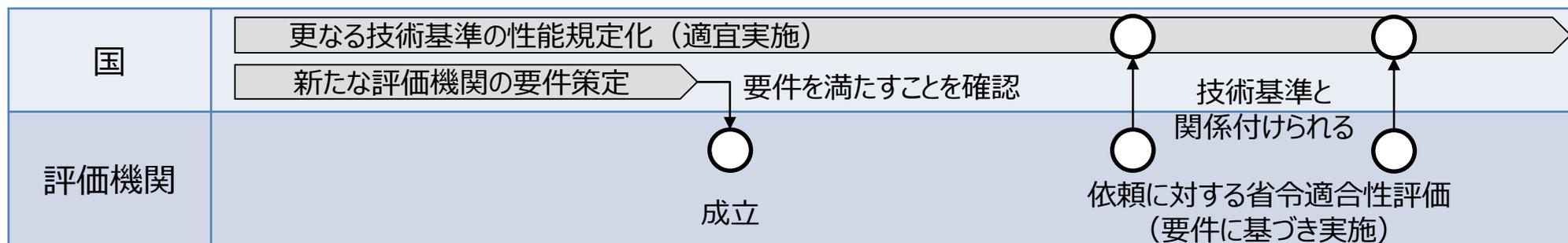
評価プロセス例



5. 今後実施すべきこと

- 提案した仕組みを実現するため、検討結果を踏まえ、「民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」（平成16年7月27日 平成16・06・24原院第2号）に代わる、**新たな評価機関の要件を定める。**
- 並行して、民間の責任の下で柔軟に新技術・創意工夫の取り入れを図る観点から、**更なる技術基準の性能規定化を適宜進める。**

今後の流れ



技術基準性能規定化イメージ

【電気設備の技術基準の解釈】

現行 第20条 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、[日本電気技術規格委員会規格 JESC E7002 \(2015\)「電気機械器具の熱的強度の確認方法」](#)の規定により熱的強度を確認したとき、通常の使用状態で発生する熱に耐えるものであること。

改正後 第20条 電路に施設する変圧器、遮断器、開閉器、電力用コンデンサ又は計器用変成器その他の電気機械器具は、[通常の使用状態における温度上昇を考慮した試験方法により熱的強度を確認したとき](#)、発生する熱に耐えるものであること。

【評価機関が承認した民間規格等】

関連省令・解釈	規格番号	規格名	備考
電技解釈 第20条	JESC E7002 (2015)	「電気機械器具の熱的強度の確認方法」	「通常の使用状態における温度上昇を考慮した試験方法により熱的強度を確認したとき、発生する熱に耐えるもの」とは、「3.電気機械器具の熱的強度の確認方法」により確認したものであること。

➡ 別の方法でも評価機関で承認されれば、省令適合性が確認されたものとなる。（国における解釈改正不要）

(ご参考) 評価機関の要件

「民間規格評価機関からの提案による新技術・民間規格の電気事業法に基づく技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」
(平成16年7月27日 平成16・06・24原院第2号)

(1) 一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。
- ② 民間規格評価機関が民間規格の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。

(2) 組織

- ① 民間規格評価機関が行う民間規格評価活動と当該評価機関が行う他の活動とを区別する方針と手順をもたなければならない。
- ② 民間規格評価プロセスに直接かかわる委員会（以下「規格評価委員会」という。）の設置及び運営のための公式な規則並びに組織運営機構をもたなければならない。
- ③ 規格評価委員会は、中立者である学識経験者のみで構成されているか、又は設備の供給者、利用者その他の利害関係者（以下「利害関係者」という。）のバランスがとれていなければならない。（単一の利害関係分野の者が規格評価委員会の委員の3分の1以下であること）
- ④ 利害関係分野は、規格の内容によって異なるので、利害関係分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤ 規格評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。
- ⑦ 民間規格評価機関は、当該機関で策定された規格が市場において活用されている十分な実績を有していなければならない。

(3) 評価プロセス

- ① 利害関係者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③ 民間規格評価機関は、規格評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④ 民間規格評価機関は、新たに規格評価委員会を設置する場合には、その設置に関して適切、かつ、具体的な情報を関係者に提供し、その問い合わせ方法について明示しなければならない。
- ⑤ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関は、規格評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑦ 民間規格評価機関は、評価を行う民間規格の省令基準に対する適合性を確認するとともに、民間規格作成プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを確認しなければならない。また、必要な場合は、評価を行う民間規格作成プロセスの公平性、客観性及び透明性を確認しなければならない。
- ⑧ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑨ 民間規格評価機関は、民間規格の評価結果を取りまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設けなければならない。ただし、民間規格評価機関に提案された規格で、既に意見公募が実施され、かつ、意見公募された内容に技術的変更がない場合にはこの限りではない。

(4) 評価業務管理

- ① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。
- ② 評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。
- ③ 民間規格評価機関は、規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。